



# 住民税均等割のみ課税世帯に対する 給付金（10万円/1世帯）の御案内

## 給付金の支給額

1世帯あたり

**10万円**

## 給付金の支給時期

受付日から

**おおむね1か月後**が目安です。

## 支給対象となる世帯

令和5年12月1日時点で、世帯全員が  
「住民税均等割のみ課税（所得割非課税）」又は  
「住民税均等割のみ課税と非課税」  
の世帯員で構成される世帯

- ※ 基準日時点の世帯主宛てに通知しています。
- ※ 「住民税非課税世帯に対する価格高騰対策等重点支援給付金」の支給対象となる世帯は、この給付金の支給対象外です。

## 支給世帯モデル（例）

3人世帯の場合

支給対象	支給対象外	既に支給済
		(住民税非課税世帯に対する 価格高騰対策等重点支援 給付金の対象)

(●：所得割課税者 ★均等割のみ課税者 ◆住民税非課税者)

申請期限を過ぎると給付金を受け取ることができないため、  
申請が必要な方は早めに手続きしてください。

**申請期限：令和6年8月30日(金)** ※当日消印有効

支給手続きの詳細は裏面を御確認ください。

# 給付金の支給手続き

## (1) 以前に給付金を受給したことがあり、 令和5年12月1日以降世帯状況に変更がない場合

- 対象となる世帯には、**支給決定通知書（白色）**が届きます。  
記載された内容が**正しければ返送不要**です。返送がなかった場合、**5月23日（木）**に給付金を振り込みます。

## (2) 令和5年12月1日以降世帯状況に変更がないが、 今まで給付金を受給したことがない場合

- 対象となる世帯には、**確認書（空色）**が届きます。内容を確認して**必ず返送**してください。受付後、順次給付金を振り込みます。

## (3) 世帯の中に令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合 又は 世帯全員が令和5年1月2日以降に転入した場合

- **給付金の対象にならない可能性のある世帯**にもこのチラシと**申請書（クリーム色）**を送付しています。
- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に  
社会福祉課 福祉企画係の⑫番窓口にて、郵送又は直接提出してください。



給付金の

**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！




自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

### お問い合わせ

阿賀野市役所 社会福祉課 福祉企画係

「価格高騰対策等重点支援給付金」窓口

 **0250-62-2510（代表）**

受付時間 8:30~17:15（土日祝及び12/29~1/3除く）